

## 会 議 録

会議の名称	平成27年度 第2回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	平成27年 7月28日(火) 15時00分 ~ 16時30分
開催場所	市役所高層棟6階 602会議室
出席者の氏名	渡辺 富士夫(委員長)、田中 満枝(副委員長)、近藤 宏一、秋田 純子、 安藤 泰子、植村 里美、並木 和人、市来 広美、黛 浩一郎、原口 紀子
欠席者の氏名	原 紘一、池田 弘、池田 隆人、仲 法寛
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 市民後見人の養成について (2) その他
会議資料	【配布資料】 資料1 所沢市成年後見制度推進検討委員会 サイトま家庭裁判所訪問 資料2 平成27年度市民後見人養成スケジュール
担当部課名	福祉部 福祉総務課 電話04(2998)9113 福祉総務課長 北田 裕司、福祉総務課主幹 斎藤 伸壽 福祉総務課副主幹 佐藤 尊之、福祉総務課主任 小古井 一樹 福祉総務課主任 吉田 依里

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p><b>1. 開 会</b> 開会を宣言した。</p> <p>○会議の運営方法に関して ①会議の公開・非公開、②会議録の記録方式、③会議録の確定について、それぞれ、全委員の承認に基づき、下記のとおり決定した。</p> <p>①会議の公開・非公開について（原則、公開とする） ②会議録の記録方式について（発言者名は公開とし、要約方式で記録する） ③会議録の確定について（委員長の署名・承認を得て、確定する）</p> <p>○会議に関する説明・資料の確認 下記事項の説明を行い、その後、資料の確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の終了予定時刻（16時30分）</li> <li>・本日の委員会における委員、事務局以外の参加者（傍聴者0名、報道機関0名）</li> </ul>
<p>事務局 (佐藤副主幹)</p>	<p><b>2. 議 題</b> <u>(1) 市民後見人の養成について</u> 事務局より、資料1を用いて、7月15日（火）に、さいたま家庭裁判所（以下、さいたま家裁）を訪問した結果について報告した。</p> <p>以下、質疑等</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>さいたま家裁への訪問結果について事務局から説明があったが、当日参加された委員の方から補足説明などがあればお願いしたい。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>さいたま家裁の方からお話を伺い、市民後見人の必要性、許容性について確認することができた。さいたま家裁として、市民後見人の必要性については認識されていた。しかし、許容性の面では、現実的には社会福祉協議会（以下、社協）の協力が不可欠であり、今後、将来的に市民後見人を多く誕生させるためには、社協のマンパワーや、予算等の問題が生じてくるのではないかと感じた。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>今後、監督体制をどのように整えていくかということが一番の課題であると思う。さいたま家裁で伺った話からは、市民後見人の必要性は認めているものの、現実的には、一定の安心感、信頼感を持って選任するためには、社協に監督人をお願いしたいという印象を受けた。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>さいたま家裁に訪問されていない委員の方から、何か質問はあるか。</p>

秋田委員	実際に県内で市民後見人が誕生している自治体の状況はどのようになっているか。
事務局 (佐藤副主幹)	さいたま家裁では、志木市と越谷市の事例をお聞きした。志木市では、社協が法人後見人として受任していた案件を、社協で法人後見支援員として活躍していた方が引き継ぐ形（リレー方式）で選任されたという事例であり、その際には、社協が監督人を受任したということであった。また、越谷市は、社協と市民後見人とで、複数後見という形で受任しているという事例であった。
秋田委員	これまでの話から、社協がどのくらいの市民後見人の方の監督人を受任できるかについても、今後、具体的に話をしていく必要があると思う。社協が監督人になるという以外に、市民後見人が選任される方法は考えられるものか。
渡辺委員長	<p>さいたま家裁の状況を踏まえて考えると、現状では、社協が監督人を受任すること、もしくは複数後見のような形で社協が関わることで、初めて市民後見人が選任される可能性がある、という認識である。</p> <p>続いて、今後、市民後見人が活躍できるためのスキームについてもご意見をいただきたい。</p>
田中副委員長	市民後見人の養成については、今後、社協に委託する予定とのことだが、養成講座修了後の名簿管理や支援体制、監督体制をどのような組織で行っていくのか。事務局として、今後のスキームや市の責任についてどのように考えているか。
事務局 (北田課長)	市民後見人としての活動には一定の責任があり、市民後見人養成講座を受講された方、また実際に市民後見人として活動することになった方に対しても、しっかりとしたアフターフォローが必要であるという認識を持っている。まずは、今年度と来年度にかけて養成講座を実施することとしているが、その後の名簿管理を含めた支援体制についても重要であると考えている。前回の委員会でもお話ししたとおり、法人後見の支援員等として実務を経験し、実績を積み重ねた上で、市民後見人としての活動に意欲がある方、適正があると思われる方については名簿に登録するとともに、継続して状況を確認し、管理を行っていきたいと考えている。
田中副委員長	後見人には重い責任がかかってくる。初めはこの人であれば適当だろうと思っても、後々、予測し得なかった困難な課題が生じてくる可能性もある。そうしたことも想定して、どのような支援をしていくかが課題となると思う。将来を見越して、人員配置や予算措置など、展望を抱いた上で、準備をしていく必要があると思う。
渡辺委員長	将来的に、全てを社協に委託する形でスキームを組むのには限界がある。市民後見人候補者名簿を管理する「後見実施機関」について、市ではどのように考えているか。平

	<p>成24年3月27日付の厚労省からの事務連絡「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」では、市町村の取組体制として、成年後見センター等の後見実施機関の設置の検討が必要とされている。今後、この機関を整備しないと、市民後見人の候補者を養成しても、その所属や責任が明確にならないのではないかと懸念もある。今後の市の予定や考え方について、改めて確認をしたい。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>市民後見人の養成は単年度で完結するようなものではなく、その時々状況を見定めながら継続して検討していく必要があると考えている。前回の委員会でもご説明したとおり、段階的かつ定期的なアフターフォローを実施していきたいと考えている。また、名簿については、養成講座修了後、意思確認や心身状況等の確認を経て登録することとし、その名簿自体の管理や、登録者の方への継続的な支援をしていく必要があると考えている。</p> <p>後見人候補者の家裁への推薦については、先ほどご報告したとおり、現段階では、候補者名簿を直接家裁に提出するような運用にはなっていない。ただ、今後そのような運用になることを想定し、後見人候補者を推薦するための選考委員会を設置することも視野に入れておく必要があると考えている。</p> <p>また、今後、継続して養成講座を開催し、市民後見人を養成していくためには、講座受講後に活動できる受け皿としての法人等との兼ね合いが出てくるので、併せて考えていく必要がある。実際に後見人の選任を行うさいたま家裁とは、今後も、実際の運用について継続的に調整をしながら取り組んでいきたいと考えている。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>所沢市では、定員を20名として養成講座を開催することとしているが、社協が講座修了者全員の後見監督人を受任するという事は、実際には難しい。今後のことを考えれば、後見実施機関が主体となって、社協以外の法人等も含めて監督人を担える体制づくりや、養成講座修了後に活動できる場についても検討していく必要があり、現状のままでは、市民後見人が活躍できる場は、社協が監督人を受任できる範囲のみになってしまう。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>前回、いくつかご紹介いただいた他市の事例にもあったが、せっかく養成した市民後見人候補者の方たちを、活動への意欲もあり、またニーズもあるのに、うまく活用できないという状況になることを懸念している。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>養成講座修了者を支援する体制としての「後見支援センター」と、市が主体となり後見人候補者を推薦する体制としての「選考委員会」という2つの実施機関を、市が主体となって設置しないと、今後のこの事業の広がりが保てないのではないかと懸念している。</p>
<p>事務局 (斎藤主幹)</p>	<p>現実的に、市民後見人を家裁に推薦することが考えられる状況として、市長申立て以外の事例は想定できるものか。</p>

渡辺委員長	<p>今後、市民後見人という制度が浸透してきて、且つ、家裁から推薦依頼が来るという運用がなされるようになれば、市民後見人が受任することが適当と考えられる事案について、家裁に推薦するという事も考えられる。</p>
事務局 (斎藤主幹)	<p>現状ではそのような運用はなされておらず、直ちに想定はしていないが、将来的には、市民後見人を推薦するという仕組みについて検討する必要があると思う。</p>
田中副委員長	<p>将来的には、市長申立てでなく、例えば親族申立てであっても、市民後見人が担うことが適当であるという事案、市民後見人を候補者として選びたいというケースも出てくると思われる。そうした時に、市民後見人を広く活用できるような支援センターを作ってほしい。</p>
近藤委員	<p>この後、10月以降に開催予定の講演会や事前説明会に来られた方から、支援体制についてどのように考えているのかという質問があった場合に、どのように回答するのか。</p>
事務局 (北田課長)	<p>アフターフォローについては、前回ご説明したとおりであり、養成講座修了後、また実際に市民後見人に選任された後の、定期的な研修機会や相談等の支援を行うこととしている。それに加えて、今後どこまで支援体制を構築できるかということについては、継続して検討していきたい。</p>
近藤委員	<p>将来的な支援体制の方向性については、養成講座開催までの間に考えていただきたいと思う。</p>
事務局 (斎藤主幹)	<p>市民後見人として受任する方は、ある程度の独立した役割を担うものだと思っているが、現状では、監督人がつく形での選任が、考えられる運用となっている。そうになると、実際に、社協以外にも監督人を担うことができる団体はあるか。また、研修や相談などの支援体制については市で整えることとしているが、何か問題が起きた際の責任をどのように負うべきかについては、想定しきれていない部分である。</p>
田中副委員長	<p>例えば、社協に委託して運営する中で、そこに後見人の受任実績のある専門職を配置し、そうした組織において、後見人候補者の選考や、受任者への支援も行うという方式は考えられるのではないか。さらにそこに対して、市が組織上の位置づけや予算づけをすると、運営がしていけるのではないかと思う。</p>
渡辺委員長	<p>市民後見人の活動には一定の責任や役割が発生するが、現実的に、市民後見人はどこに所属していると考えられるのか。何の後ろ盾もない中で、家裁から選任されるという形には、なかなか得ないと思う。やはり、市民後見人を支援する後見実施機関の主体は、養成講座を実施する市であるべきだと思う。市民後見人養成のスキームを構築し</p>

	<p>ていく上では、しっかりと体制を整理した上で、このような機関をきちんと設置していくということは、必須であると思う。</p> <p>他に、ご意見等はあるか。</p>
原口委員	<p>地域包括支援センターでは、成年後見制度を必要とする事案があった時に、市長申立て以外の場合には、土業の先生方にご紹介をいただいている。市民後見人を養成していく上では、その方がどのような方か、どのようにフォローされているかということが明確であれば信頼感も増していくので、その後の活用にもつながると思う。</p>
市来委員	<p>アフターフォローの部分については、前回の委員会の議題の中で、事務局から説明があったので、それを実施できる体制をまずは整えていただければと思う。また、委託を行うということは、市が主体で行うということであり、それは単に委託先に任せるということではなくて、市でもしっかり方向性を管理する必要がある。</p>
安藤委員	<p>現状では、委託先として想定されている社協が担う役割が大きいように思うが、市の責任として、選考委員会などの推薦体制も考えるべきだと思う。役割分担は明確にして取り組んでいただきたい。</p>
渡辺委員長	<p>色々と考えを伺ってきたが、所沢社協としての認識はいかがか。</p>
黛委員	<p>先日のさいたま家裁への訪問結果を法人内で報告したところ、まず、さいたま家裁が社協に対してこれほどまでに期待しているということについて、驚きの声があった。また、監督人にはあまり報酬が望めないということについても同様であった。</p> <p>所沢社協としては、市民後見人養成講座を実施することについては、これまでも想定してきており、問題ないと考えている。また、監督人についても、この流れから考えれば、今後は受任せざるを得ない状況だと考えている。しかしながら、これは新しい取り組みになるので、さいたま家裁が言うように、しっかりと権利擁護の体制を組む必要があり、そこについては、今後、市と調整していきたい。</p> <p>前回の委員会での、監督人受任に対する消極的な発言については、これまで法人内部であったものだが、現状としては前向きに考えている。</p>
渡辺委員長	<p>所沢社協では、何名ぐらいの監督人を受任することが可能と考えられるか。</p>
黛委員	<p>市民後見人1名あたりの監督人業務のボリュームがわからないので、お答えが難しい。また、養成講座の修了生を法人後見支援員として受け入れるということについては、募集人数として考えられる20名のうち、多くても10名程度が限界かと思う。法人後見については、財源状況等を考えると今の体制ではそれほど多くは受任できないので、出来る範囲でしっかり担うことを想定すると、その支援員についても、10名程度までと考えている。</p>

渡辺委員長	<p>このまま進めていくと、所沢社協が監督人を受任できる人数しか、市民後見人としての活躍の可能性がないということにもなりかねない。前回まで話し合ってきたように、総論としては共通認識を持ってきたが、今後、各論の部分で、具体的に何を誰が行うのかということについては、まだ共有しきれていないように思う。さいたま家裁でも言われていたが、当然ながら社協のリソースには限界があるため、社協へ委託する業務の範囲とともに、実施主体としての市の役割についても検討してほしい。</p>
植村委員	<p>養成講座修了後には、受講者の方には法人後見の支援員等として経験を積んでもらうことを想定しているわけだが、先ほど、社協では10名程度までの支援員であれば受け入れることができるという話があった。この他に、司法書士の事務所等で支援員の受け入れをお願いするという事は可能か。</p>
渡辺委員長	<p>不可能ではないが、事務所では個人情報もあるので、守秘義務を守りながら行くことになる。</p>
植村委員	<p>現実的に、社協以外での支援員としての活動が難しいとなると、現状で想定している20名という募集人数の設定も厳しいということにもなる。実際の募集にあたっては、そのあたりの認識も改めて整理して臨む必要がある。</p>
渡辺委員長	<p>様々なご意見をいただき御礼を申し上げたい。本委員会としては、今後、所沢市において行う市民後見人養成に実効性を持たせるためには、主体的に、責任を持って市民後見人の養成を担う後見実施機関が必要であると考えているということによろしいか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
渡辺委員長	<p>では、引き続き、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局 (小古井主任)	<p>事務局より、資料2を用いて、今年度の市民後見人養成のスケジュールについて説明を行った。</p>
事務局 (佐藤副主幹)	<p>前回の委員会で黛委員から埼玉県社協が行う養成講座についての紹介があったが、このスケジュールを前提とすると、現実的には活用が難しい。また、会場についても、所沢市の市民後見人養成講座は、ぜひ市内で行いたいと考えている。</p> <p>以下、質疑等</p>
渡辺委員長	<p>定員を上回る応募者があった場合の選考については、市福祉部及び受託者の管理職で行うこととなっている。ここに関連して、家裁からの推薦に応じて市民後見人候補者の</p>

	<p>推薦を行う選考委員会という概念が登場してもいいのではないかと思うが、当初の形としては、これでよいと思う。社協としてはいかがか。</p>
黨委員	<p>法人としては、引き続き、受託の準備をしていきたいと考えている。</p>
渡辺委員長	<p>事務局におかれては、近藤委員から意見があったように、養成の段階で質問があった時にどのように答えるかということも考慮した上で、準備をお願いしたい。また、今後も継続して、市民後見人の支援体制についてご検討いただきたい。</p>
	<p><u>(2) その他</u></p>
事務局 (小古井主任)	<p>次回の開催日程については、議題も含めて委員長と相談の上、改めて、委員の皆さまにご案内差し上げたい。</p>
	<p><b>3. 閉 会</b> 閉会を宣言した。</p>